

建設業関係団体の長様

愛媛県土木部長
(公印省略)

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

平成30年7月豪雨災害等に伴う災害復旧事業の実施に伴って、一部建設資材の逼迫が生じつつあり、通常は地域内から調達している砕石等の建設資材についても、安定的に確保するため、場合によっては遠隔地から調達せざるを得なくなることが想定されます。

このため、地域内の工事を円滑に実施するために、工事実施段階において、当初の調達条件によりがたい場合に、調達の実態を反映して輸送費や購入費用などを設計変更できることとし、下記のとおり必要事項を定めましたので、貴職におかれましては、趣旨を十分ご理解のうえ、貴会員（組合員）に対する周知をお願いします。

記

1 対象工事

- (1) 愛媛県土木部が発注する工事
- (2) 通知日以降、対象建設資材を購入する工事

2 対象建設資材（一部別途協議地区あり）

対象資材名	規格	別途協議対象地区※1
クラッシャーラン	C-30, C-40	今治(13)(14)
再生クラッシャーラン	RC-30, RC-40	宇和島(46)
粒度調整砕石	M-25	今治(13)(14)
再生粒度調整砕石	RM-25	宇和島(46)
割栗石	50-100mm, 150-200mm	今治(13)(14)
間知ブロック	控 35cm	
環境保全型ブロック	控 35cm	今治(13)(14) 宇和島(46)

※1 記載内容については愛媛県土木工事設計資材単価表「材料単価 地区割表」参照
URL: https://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/gi_jyutu/kouhyoutanka_shizai.html

3 適用対象歩掛

土木工事標準積算基準において、対象建設資材の単価を使用する全ての歩掛を本通知の対象歩掛とする。

4 事前協議

- (1) 受注者は、遠隔地からの建設資材調達に要する輸送費や購入費用に係る設計変更を請求しようとする場合は、事前に以下の内容を記載した「工事打合簿」により、発注者と協議しなければならない。

① 遠隔地から調達する資材の名称・規格、製造・生産工場の名称及び予定納期

② 遠隔地から資材を調達せざるを得ない状況の証明資料

※ 調達地域内の出荷可能な工場等へ建設資材を注文した際の、注文先からの辞退

の意思表示が確認できる資料。

なお、資料については、ファックス及び電子メールの印刷物でも可能とするが、以下の内容の確認できる資料とする。

- ・建設資材注文日(注文時の納品希望時期)及び辞退報告日(予定納期)
- ・ファックス及び電子メールの送受信先(受注者及び製造工場等)

③その他、発注者が必要と認めた事項

また、記載事項に関する説明資料等の提出を発注者から求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、当初契約時に本通知に関する特記仕様書を添付していない工事においても、受注者は、対象建設資材に調達困難な状況が生じた場合、発注者と協議できることとする。

- (2) 発注者は、受注者から4(1)に規定する協議が「工事打合簿」により提出されたときは、その内容の確認・検討を行い、指示書により受注者へ回答する。

5 実績報告

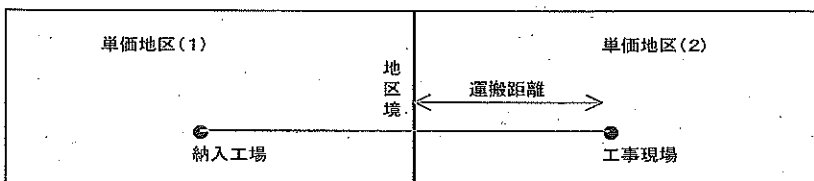
受注者は、最終精算変更時点において「工事打合簿」に、事前協議で協議済の製造・生産工場からの納品が証明できる資料を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更は行わない。

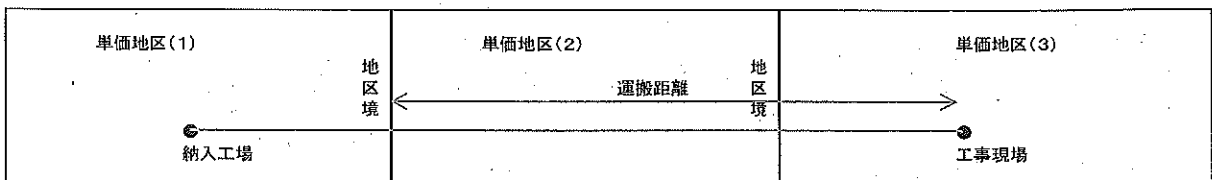
6 設計変更の積算方法

- (1) 対象建設資材の単価及び運搬費に係る歩掛については、当初の積算時点で適用している単価・歩掛適用年月を適用するものとする。
- (2) 対象建設資材の単価については、遠隔地において製造・生産工場が所在する地域の地区単価に変更する。
なお、遠隔地が県外の場合は、当該県が定めている地区単価に変更する。
- (3) 上記工場が所在する単価地区の地区境から現場までの運搬費(貨物自動車等運搬)を直接工事費に計上する。

例1



例2



7 県産品優先使用に係る特例

本通知に基づき遠隔地(県外)から建設資材を調達した場合は、「愛媛県土木部発注工事における県産品優先使用の実施要領」に定める「県産品を使用できない理由」の③その他(具体的な理由を記載)を適用する。なお、具体的な理由は『需要に見合う県産品の供給能力がない』とする。

8 全体スライド・単品スライド及びインフレスライドの併用

本通知に基づき遠隔地から建設資材を購入した場合においても、工事請負契約書第25条第1項から第4項（全体スライド）、同項第5項（単品スライド）、第6項（インフレスライド）の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

(問合せ先)

土木部土木管理局土木管理課
技術企画室技術管理係

野村、藤枝

TEL:089-912-2648 (係直通)